平成２３年（フ）第１３１９号
埼玉県幸手市緑台１丁目77番２号
債務者　大澤　俊夫
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高松　佳子
4　破産債権の届出期間　平成23年10月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月22日午後４時30分
6　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５１４号
川崎市川崎区浅田４丁目９番７号　東和パレス202、前住所川崎市川崎区大島４丁目３番６―314号
債務者　荒井　孝彦
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　　慶
4　破産債権の届出期間　平成23年９月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月10日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第５４１号
川崎市川崎区大師本町５番１―501号　セザール第二川崎大師
債務者　峰村　政明
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　佳隆
4　破産債権の届出期間　平成23年９月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月24日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１２１４２号
東京都武蔵野市吉祥寺東町４丁目15―16
債務者　都築　和明
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　遠藤　憲子
4　破産債権の届出期間　平成23年９月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月24日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２２２３号
東京都練馬区大泉学園町１丁目27―24
債務者　大河　儀輝
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤瀬　敦賀
4　破産債権の届出期間　平成23年９月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月24日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２１１２号
神奈川県横浜市鶴見区本町通２丁目51　第３マルセンビル
債務者　鈴木　伸次
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丹羽厚太郎
4　破産債権の届出期間　平成23年９月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年12月１日午後３時
6　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４１８号
岐阜市鏡島1166番地６
債務者　前田　靖之
1　決定年月日時　平成23年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　智洋
4　破産債権の届出期間　平成23年10月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月18日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第５８号
兵庫県西脇市野村町1794番地の87　寺尾商事寮
債務者　石田　房枝
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　貞本　幸男
4　破産債権の届出期間　平成23年10月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月27日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２３年（フ）第５９号
兵庫県西脇市西脇1086　レオパレスユニコム弐番館108号室、住民票上の住所兵庫県西脇市野村町1794番地の87　寺尾商事寮
債務者　寺尾左貴子
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　貞本　幸男
4　破産債権の届出期間　平成23年10月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月27日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２３年（フ）第４２９号
新潟市江南区亀田四ツ興野３丁目４番24号、前住所新潟市中央区高志２丁目４番７号
債務者　新井　慶子
1　決定年月日時　平成23年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小海　要吉
4　破産債権の届出期間　平成23年10月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月28日午後１時40分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第９８７号
神戸市須磨区白川台７丁目２番地の15　ネオメゾン白川502号
債務者　芝　眞知子
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森田　将弘
4　破産債権の届出期間　平成23年９月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月10日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４８８号
兵庫県姫路市広畑区吾妻町２丁目22―21、住民票上の住所兵庫県姫路市香寺町中寺258番地96
債務者　高木竹千代
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平田　元秀
4　破産債権の届出期間　平成23年９月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月17日午前10時40分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第２７８号
北海道稚内市萩見５丁目33番７号
債務者　竹内千枝子
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　万字　　達
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月９日午後３時10分
5　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
旭川地方裁判所民事部